看護未来塾 第3回勉強会 2017/11/03

【部会】テーマ2:看護教育「創造力をかきたてる実習での関わり」

文責:屋宜譜美子(了徳寺大学)

課題提示:岡谷惠子先生

「学生が想像力を発揮して、ケアを創造する力をはぐくむ実習のあり方を問う」

関西地区でのディスカッションを踏まえた現状認識、課題提示がなされた。 (詳細は岡谷先生資料)

話題提供:吉田みつ子先生

看護教育『学生が想像力を発揮して、ケアを創造する力を育む実習のあり方を問う』

平成 29 年度総合実習での臨床状況、学生状況、担当教員としての経験を具体例として示し、「互いに成長しあう喜びを体験できる実習」「伸び伸びと感情や意見を述べ合うことができる実習」を提起された。故中西睦子先生の著書を引用して、看護過程を「円環性」としてとらえ、「看護が変わらないのは動脈硬化を起こしている教員」の頭を変える必要というメッセージが発信された。(詳細は吉田先生資料)

フリートーキング(課題提示、話題提供の内容を含む)

○学生の状況

- ・看護診断の診断基準との適合数で看護問題を取捨選択し、問題がないとなると、日常生活全体を見ようとする視点がなく、栄養に問題がないので食事状況を見る必要がないと判断する。
- ・○○してもいいんですか、○○しなくていいんですか、これでいいんですか、と教員や 指導者の承認を得る、顔色を見るような行動が常習化している。
- 記録は埋めなければならないものと捉えている。
- ・2週間での受け持ち患者が3人になる、さまざまな理由で、患者が決まらない日が3日に及ぶこともある。3人のうち「看護過程を展開する」一人の患者を「ベストな患者」として関わり、他の2人の患者は、記録はもとより関わりそのものが希薄なる。
- ・中西先生の「看護過程は山の手線、どこから入ってもいい」という考え方で指導したら 「他の教員は情報収集から順番にしなくてはいけないと指導を受けた。ほかの教員に順番

どおりにしなかったことは言わないでほしい」と学生から依頼されたケースがあった。

・アセスメントする前に、やりたい看護があったが「態度が悪い」評価されて最低点になったが、別の教科では、まず実行することから始めたことが高く評価されたという学生時代の経験がある。

○臨床の状況

- ・シーツ交換は看護助手がするので学生もしない。
- ・おしぼり 3 本の清拭などケアの方法、電子カルテのコンテンツなど、実習施設の枠に縛られた実習にならざるを得ない。
- ・「看護の文化」は「貧しい」状況にある。
- ・ケアの目的、個別的ケアの実施方法などについて、明確になっていないと患者と約束が あって困っている学生の状況に気づかずに、ケアを実施させない、翌日に変更するなど、 不測の指摘が実習指導と認識している実習指導者、スタッフが存在する。
- ・海外からの研修生などの目から見ると、学生は医療チームの「再下層」に位置づく者と 映るような現状がある。

○教員の状況

- 「看護とはなにか」を問うと「看護過程をすることが看護」という認識を持つ者もある。
- ・「看護」について教員相互の考え方を交流する場はほとんどない。3 つのポリシーがあってもそれが日常の看護教育、看護教育に携わっている自分との関係を考えていない。
- ・教員自身の看護の経験、学生の日常生活を看護の「教材化」することとはどのようにするのかわからない、考えたこともない、という教員養成課程受講者がいる。
- ・教員が先に「答え」をもっていて、学生をその「答え」の方向に誘導する、知識を与えることが教員の役割という思い込みが強い。
- ・現象をとらえるという質的研究がかなり行われているのに、実習の現場で起きていることその現象を大事にする姿勢が乏しいと感じる。
- ・実習指導は「助手役割」という誤った認識を持つ教員がいる。
- ・教員の専門分野に拘泥して、他科目との連携した実習構成再編には強い抵抗がある。

○教員としてどのように指導していくか

- ・学生には「想像力」があり、「創造性」もあると信じる。
- ・臨床指導者、受け持ちナース、教員と患者の看護について対話したかどうかが、看護を 学ぶことに影響しているという研究結果が得られている。
- ・学生が今何を感じ、何を考えているのか聴く、対話する。
- ・学生が実習がやりにくい、記録が書きにくいと感じたら、自分たちでどうするか考え記録用紙を自分でつくるなど、学生にゆだねることで、達成感、満足感のある実習になる。

・看護の臨床の場で直接体験をすることが実習の絶対条件であり、ベッドサイドに教員も 共に立つことが必要である。

看護教員、教育組織がめざすこと

- ・学生の想像力、創造的であることを教育が機会を奪っている。
- ・学生が主体的になれる枠組みをつくる。
- ・国家試験出題基準やコアカリキュラム、看護師等養成所指定規則など、看護基礎教育に関わる法令等をよく理解して、「変えられないこと」と「教育機関の裁量にゆだねられていること」をよく吟味して、教育課程、実習の指導のあり方を検討する。
- ・教員のクリエイティビティを高めていく必要がある。
- ・学生が「この患者のために何かしたい」「こころからケアしたい」という動機をもって実 習を進めていける指導、指導体制を目指す。

今、検討すべきこと

○看護過程について

- ・「看護過程を展開する」という課題をすべての科目で掲げるのではなく、教育課程全体の 中でいつどの科目で取り組ませるかを検討して絞り込む。
- ・実習記録は看護を学ぶ一つの過程であり、看護をするための記録ではない、という認識を共有する。
- ・実習評価は、要素をいくら細分化しても、要素が複雑で均一にはできないという限界が ある。評価の観点を検討する必要がある。

○技術教育について

- ・基礎看護技術は基礎看護学が担当するという固定観念をすてる。
- ・看護の基礎となる技術はなにか、網羅的な教育ではなく、低学年から卒業年次まで、看 護技術の深化が体感できるような教育方法を検討する。

○実習科目の構造について

- ・2単位という短期間での実習の効果には限界がある。
- ・5週間実習など専門分野を超えた実習科目を検討する。

○法制度の検討

・大学設置基準の看護系大学の教員数が12名であることの問題点を未来塾、学会、出版会など、世の中に発信する機会を創出する。